



平成 29 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名	テクノクーツ株式会社
代 表 者	取締役社長 根 生 辰 男 (JASDAQ コード番号 5217)
問い合わせ先	取 締 役 岸 慎 二 管 理 本 部 長 (TEL03-5354-8171)
当社の親会社 代 表 者	ジーエルサイエンス株式会社 取締役社長 長 見 善 博 (東証第2部 コード番号 7705)

単元株式数の変更および株式併合ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 20 日開催予定の第 41 回定時株主総会に、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式売買単位(単元株式数)を 100 株に統一することを目指しております。この趣旨を尊重し、当社は、東京証券取引所 JASDAQ 市場に上場する企業として、当社株式の単元株式数を 100 株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

平成 29 年 6 月 20 日開催予定の第 41 回定時株主総会において、後記「2. 株式併合について」および後記「3. 定款の一部変更について」に関する決議の承認を得ることを条件としております。

2. 株式併合について

(1) 併合の目的

前記「1. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式の売買単位あたりの適切な価格水準を維持することを目的として、株式併合(10 株を 1 株に併合)を実施するものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日(実質上は 9 月 29 日)の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合後の発行可能株式総数

3,120,000 株(併合前 31,200,000 株)

④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 31 日現在)	7,800,000 株
併合により減少する株式数	7,020,000 株
株式併合後の発行済株式総数	780,000 株

⑤ 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
10 株未満	33 名 (1.9%)	45 株 (0.0%)
10 株以上	1,716 名 (98.1%)	7,799,955 株 (100.0%)
合計	1,749 名 (100.0%)	7,800,000 株 (100.0%)

本株式併合を行った場合、保有株式数が 10 株未満の株主様 33 名(その所有株式の合計は 45 株)が株主としての地位を失うこととなります。

⑥ 1 株未満の端数を生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 併合の条件

平成 29 年 6 月 20 日開催予定の第 41 回定時株主総会において、本株式併合に関する決議の承認を得ること、および後記「3. 定款の一部変更について」に関する決議の承認を得ることを条件としております。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

前記「1. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、当社定款第7条に規定される単元株式数を100株に変更するとともに、前期「2. 株式併合について」に記載した本株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、当社定款第6条に規定される発行可能株式総数を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

以下のとおりです。

(下線部は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>31,200,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,120,000</u> 株とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新 設)	(附則) 第1条 第6条および第7条の変更は、平成29年10月1日をもって、その効力を生じるものとする。
(新 設)	第2条 前条および本条は、平成29年10月1日をもって削除するものとする。

(3) 定款変更の条件

平成29年6月20日開催予定の第41回定時株主総会において、本定款変更に関する決議の承認を得ること、および前記「2. 株式併合について」に関する決議の承認を得ることを条件としております。

4. 日程

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成29年5月10日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成29年6月20日(予定) |
| (3) 単元株式数変更の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |
| (4) 株式併合の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |
| (5) 定款変更の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |

(参考) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続きとの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上